

港湾手続の統一化・簡素化の進捗状況調査結果の公表について

平成19年5月16日開催の「アジア・ゲートウェイ戦略会議」で策定された「貿易手続改革プログラム」では、平成19年度から平成21年度を「集中改革期間」として、港湾手続の統一化・簡素化を推進することになっております。このため、国土交通省港湾局では、港湾管理者手続の申請のための13種類の統一モデル様式を定めるとともに、平成19年8月7日付国港経第14号「港湾管理者手続の統一化・簡素化に係る統一モデル様式の通知」を各港湾管理者に発出し、対応・協力をお願いしているところです。

「貿易手続改革プログラム」においては、「各港湾の申請書式の統一化や所要のシステム改修等の状況を定期的に調査・公表」と定められていることから、現時点での各港湾の対応状況について、下記により調査を行い、その結果を公表するものです。

記

1. 調査対象

重要港湾以上の港湾	128港
地方港湾の内、関税法の開港	18港
合計	146港

2. 調査時期

平成20年4月1日現在

3. 調査結果の概要

「統一モデル様式の採用状況(資料1)」、および、「各統一モデル様式に対する各港別対応状況一覧(資料2)」のとおり。

以上